

平成30年度 教育行政評価シート（自己評価）NO. 27

主要事業名	奨学金制度の充実					作成日	令和元.5.31
						担当課名	教育総務課
事業の性質	法定受託事務	○	自治事務（義務）	自治事務（任意）	○	市民サービス	管理経費
						建設事業	その他
事業期間	単年度	○	年度繰返し	期間限定		年度から	年度まで

1 事業の位置づけ

①第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画における位置づけ			②第三次鹿嶋市総合計画後期基本計画における位置づけ		
基本方針	7	教育における今日的な課題への対応	基本目標		
体系項目	(1)	教育と福祉が連携した子どもたちへの支援	基本政策		
個別施策	②	学びを支える経済的支援の充実	基本施策		

根拠法令等	鹿嶋市高塚奨学基金条例，鹿嶋市奨学金貸与条例
-------	------------------------

2 事業概要（Plan）

事務事業の概要・背景	平成7年に高塚正義氏からの寄付金の一部（3億円）を原資に，市独自の高塚奨学基金を設けた。この奨学基金をもとに，優良でありながら，経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に無利子で学資（奨学金）を貸与することにより，修学を資金面で支援している。
------------	---

目的（事業の目指すところ）	優良な生徒・学生でありながら，経済的な理由によって修学が困難な者に学資を貸与し，有為な人材の育成を図る。また，一定数の新規奨学生を決定することにより，本市出身者の教育の機会を継続的に確保し，奨学資金の有効活用を図る。
---------------	--

目的達成のための手順	<ul style="list-style-type: none"> 高塚奨学資金制度の周知 奨学生決定の公平，公正な審査及び適切な管理
------------	--

国・県・他自治体の動向，又は市民，その他の意見等	奨学金制度については，鹿嶋市奨学金制度のほか，独立行政法人日本学生支援機構や茨城県教育委員会においても，継続的に修学が困難な優れた学生に対して奨学金の貸与を行っている。平成29年度から住民税非課税世帯等の生徒に対する国の給付型奨学金制度が運用されている。また，令和2年度からは，住民税非課税世帯に対する大学の授業料及び入学金の免除も決定した。
--------------------------	---

3 数値目標と実績（Do）

数値目標	目標内容	単位	平成30年度（実績）	令和元年度（予定・見込）	2年度（予定・見込）	3年度（予定・見込）	4年度（予定・見込）
		新規奨学生決定	人	28	30	30	30
	年度貸与者	人	87	90	90	90	90

投入コスト	全体計画		平成30年度（決算額：千円）	令和元年度（予算額：千円）	2年度（計画額：千円）	3年度（計画額：千円）	4年度（計画額：千円）
	事業経費	年度貸与額		28,080	30,000	30,000	30,000
	合計		28,080	30,000	30,000	30,000	30,000
財源内訳	国県支出金						
	地方債						
	その他（参加者負担金）						
	一般財源		28,080	30,000	30,000	30,000	30,000
従事職員数	正規職員（フルタイム勤務者）		2	2	2	2	2
	その他職員（再任用（短），嘱託職員等）		1	1	1	1	1

3 具体的施策評価 (Check) 主要事業名:奨学金制度の充実

「事業実施に直接関連する指標」、「成果に関する指標」、「執行工夫・日常業務改善の取組」は、以下の3段階評価を行う。A:予定を上回る B:概ね予定通り C:予定を大きく下回る

具体的施策名	達成目標 ※指標別に具体的目標(値)を設定		事業実施に直接関連する指標に係る評価 ※何を行ったか	成果に関する指標に係る評価 ※どれだけの成果が上がったか	執行工夫・日常業務改善の取組に係る評価	個別事業実績評価
	事業実施に直接関連する指標	成果に関する指標				
①平成31年度新規奨学生の募集 【比率: 60%】	<p>経済的理由により修学が困難な生徒の教育の機会を継続的に確保するため、次年度の新規奨学生を、平成30年度中に募集し、有為な人材の育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規募集にかかる周知広報(広報紙、ホームページ等の掲載、鹿行地区管内高等学校及び県内大学へ募集要項送付、新たな周知場所の開拓) 選考審査会により内定者を選定 教育委員会会議における奨学生の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 新規奨学生を30人程度決定 ※内定者が30人に満たない場合は、次年度において追加募集を行う。 	<p>10月15日募集周知。10月15日から願書を配付し、12月10日～25日まで受付。</p> <ul style="list-style-type: none"> 願書配付48人中、出願者27人 平成31年2月5日選考審査会実施⇒26人の内定者を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の奨学生を確保した。 前年度と比較して願書配付件数は1件減、出願者数は1人減となった。 	<p>(評価をふまえた改善点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内及び近隣高校へ奨学金周知方法についてのアンケートを実施し、募集時期を2週間遅らせた。 従前から実施している広報かしま、市ホームページ、FMかしま、近郊高校への募集要綱送付の他、市内学習塾、鹿島神宮駅、市内スーパーなどに制度の周知ポスターを掲示した。 2月下旬に追加募集の案内を市内及び近隣高校へ送付することにより、制度の周知を図った。 	<p>個別事業実績評価点: 39.0</p> <p>[課題] 鹿島神宮駅や市内学習塾やスーパーなどへのポスター掲示をしたものの前年度並みの内定者数となった。</p>
②奨学金返還金の滞納対策 【比率: 40%】	<p>滞納対策を徹底し、安定した奨学金の運用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納者への年3回督促通知を行う。 夜間に戸別訪問を行う。 その他の滞納対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者数及び滞納残高の圧縮 	<ul style="list-style-type: none"> 口座引落し不能者への納付書発送 6月, 10月, 1月に督促通知を送付 滞納者宅を夜間に個別訪問し、返還を促した。訪問後、一定期間連絡がない者については、電話による督促を行った。 	<p>平成29年度末滞納残高 4,360,000円 12人</p> <p>平成30年度末滞納残高 3,906,000円 10人</p> <p>前年度比較454,000円減</p>	<p>(評価をふまえた改善点)</p> <p>保証人に対し、奨学生に対する返還助言の依頼書を送付した。残高不足により口座引落ができなかった者については、早期に納付書を送付し滞納対策に努めた。</p>	<p>個別事業実績評価点: 26.0</p> <p>[課題] 大学卒業後に安定した収入が見込めず返還が困難になっている者が大半であり、複数年度に渡る滞納者への対策が課題である。</p>

4 総合評価結果に基づく対応 (Action)

総合評価方法	<p>具体的施策別の比率に、事業実施に直接関連する指標(3割)・成果に関する指標(4割)・執行工夫・日常業務改善の取組(3割)の割合及びそれぞれの判定による率(A=1.0,B=0.65,C=0.4)を乗じ、個別事業実績評価点を算出する。その合計点数をA~Cの区分により総合評価とする。</p>		合計点数	65.0	<p>A:合計点数が80点超</p> <p>B:合計点数が50点超80点以下</p> <p>C:合計点数が50点以下</p>	総合評価結果	B
実績	<p>社会情勢や財政、他市での取り組みなどを考慮し、事業の取り巻く環境と事業の現状について記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度に実施した平成31年度新規奨学生を含めた合計87人に奨学金の貸与を行った。また、制度の周知方法について、市内及び近隣高校へアンケートを実施した。 奨学金返還滞納対策については、口座引落し不能者に対する早期対応と長期滞納者への夜間個別訪問等の実施により滞納者数及び滞納額が減少した。 						
充実、現状維持、見直し、休止・廃止	現状維持	理由	<p>経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対する奨学金貸与により、教育の機会を保障し、有為な人材育成を図ることは必要である。</p>				
課題	<p>継続する場合、現状認識を踏まえた課題について記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して奨学金貸与をするため、制度の周知等の工夫が必要である。 複数年度に渡る滞納を減らす対策が課題である。 						
改善策	<p>課題に対する改善策について、期限や具体的な数値などを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度の周知時期、周知方法などをさらに検討すると共に新たな周知場所の開拓をしていく。 新規滞納者を作らないため、口座引落し不能者への電話連絡と納付書の送付を迅速に行う。また、複数年度に渡る滞納者に対しては、督促通知に加え、電話や夜間訪問等による個別対応を継続的に行う。 						